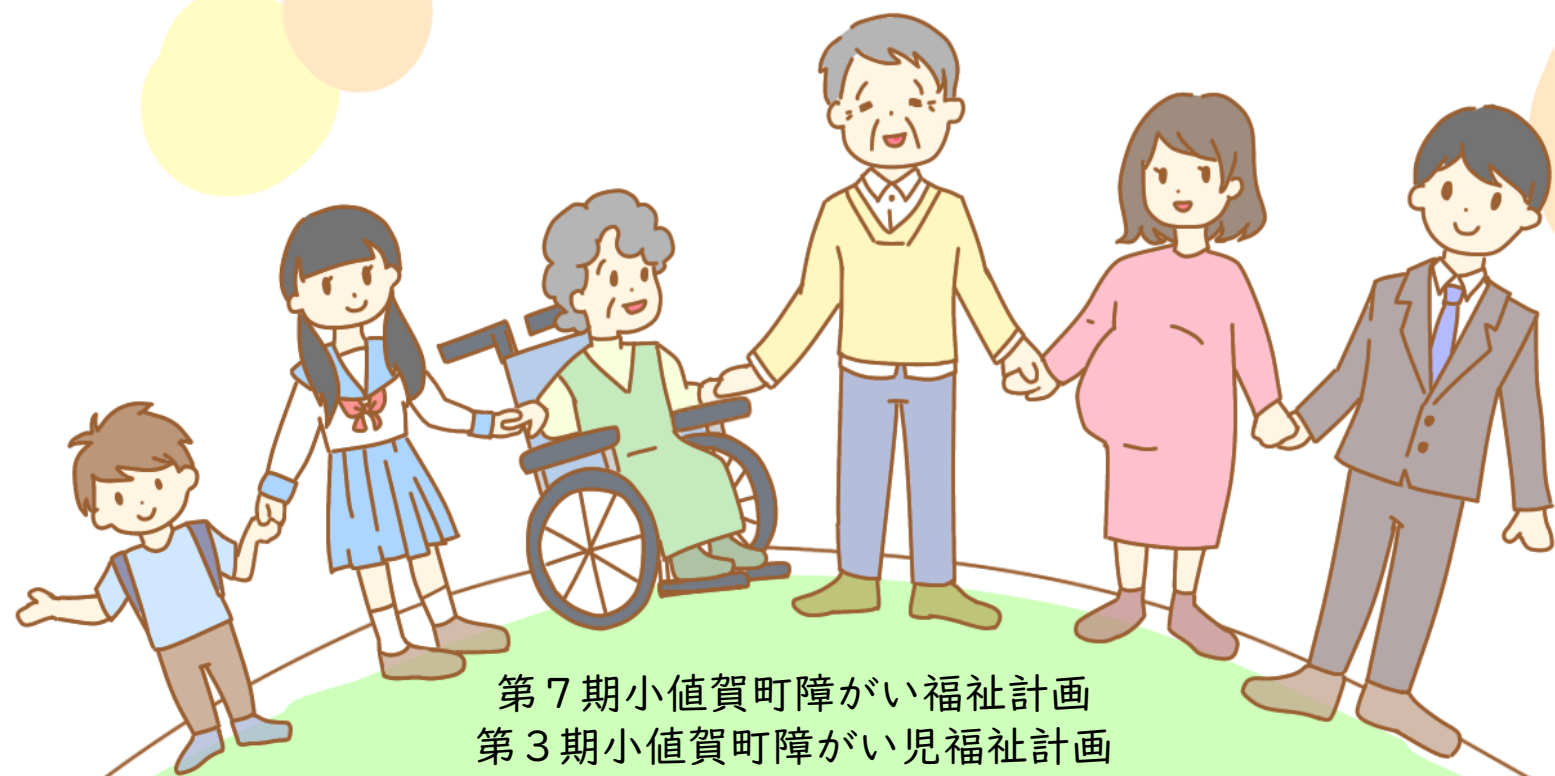


障がい者とともに生きる町づくり
障がい者も誰もが共に地域で支え合う



第7期小値賀町障がい福祉計画
第3期小値賀町障がい児福祉計画
【概要版】

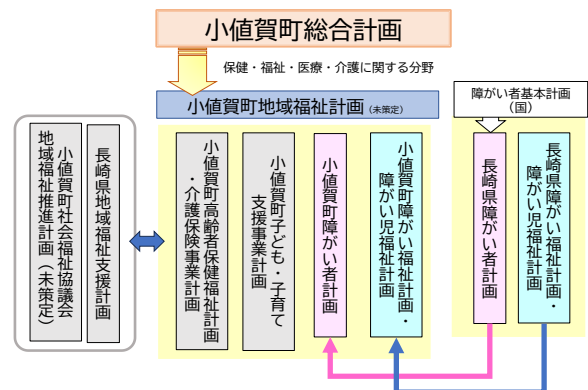
計画策定の目的

小値賀町（以下、「本町」という。）では、「障害者権利条約」を現実するための近年の障がい者に係る制度改革や、障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、既に策定している「第5次小値賀町障がい者計画」（令和3年度～令和8年度）、「第6期小値賀町障がい福祉計画」（令和3年度～令和5年度）、「第2期小値賀町障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を一体的に策定し、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきましたが、今年度で計画期間が満了となることから、新たに「第7期小値賀町障がい福祉計画」（令和6年度～令和8年度）「第3期小値賀町障がい児福祉計画」（令和6年度～令和8年度）を策定するものです。

計画の位置づけ

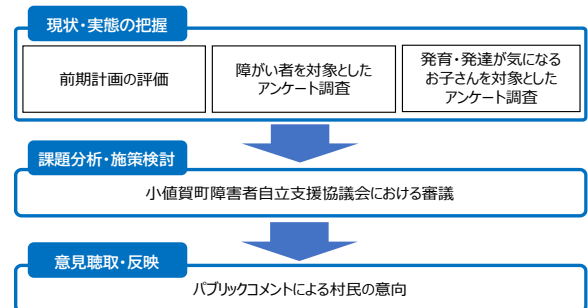
（１）法令等の根拠、両計画の関係

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項で定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」として一体的に作成するものであり、障害福祉サービスと障害児支援サービスの数値目標を中心に、その確保のための方策などを設定します。



（２）総合計画・その他の計画との関係

本計画は、上位計画である「小値賀町総合計画」との整合性を図り、個別計画である「小値賀町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「小値賀町子ども・子育て支援事業計画」、その他の関連計画等とも関連して策定されるものです。



計画の期間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第4次障がい者計画 (平成27年度～令和2年度の6年間)			第5次障がい者計画 (令和3年度～令和8年度の6年間)					
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		

計画の策定及び推進体制

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、現状の把握と課題の抽出に向け、障がい者の実態と今後の日常生活や障害福祉サービスに対する利用意向などを把握するための「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。また、計画の策定段階では、有識者や住民代表及び当事者等から構成される「小値賀町地域自立支援協議会」において、様々な方面から協議検討を行いました。

(2) 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、長崎県や国、及び小値賀町福祉協議会との連携のもと、町民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、医療関係者等とのネットワークの形成を図り、障がい者が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるように支援体制を図り、計画を推進します。

計画の基本理念等についての考え方

【基本理念】

障がい者とともに生きる町づくり 障がい者も誰もが共に地域で支え合う

平成 25 年 4 月から施行された障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するため、障害福祉サービスや地域生活支援等の充実を図ることを主な目的としています。

平成 23 年成立の改正障害者基本法を踏まえて、障害者総合支援法では「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」との基本理念が明記されました。

また、改正障害者基本法で示されている「共生社会の実現」「社会参加の機運と確保」「可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられること」「どこで誰と生活するかについて選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」「日常生活や社会生活での障壁となるような制度、慣行等の除去」といった考え方を基本理念として規定しています。そして、平成 30 年に改正された障害者総合支援法及び児童福祉法では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細やかに対応するための支援の拡充が新たに明記されました。

令和 5 年度に策定された「第 5 次小値賀町総合計画」の将来像『つながりたい つながり続けられるまち 小値賀町』を基盤に、前計画の「障がい者とともに生きる町づくり」を継承し、「障がい者も誰もが共に地域で支え合う」を目的として、「第 7 期小値賀町障がい福祉計画、第 3 期小値賀町障がい児福祉計画」を策定します。

計画の基本的な視点

国が示した「基本指針」では、市町村および都道府県は、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」を策定することとされています。

① 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するために、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が障害福祉サービスなどの必要な支援を受けながら、本人が望む地域生活や社会生活を送ることができるように、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がいの種別によらず、必要な人が必要な支援を受けられるように、障害福祉サービス等を一元的に提供していきます。また発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることについて、一層の周知を図ります。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行の促進と、地域生活を継続するための支援の充実を図るとともに、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができる「共生型サービス」の推進を含め、サービス提供体制の整備と地域生活支援の拠点づくりと地域の社会資源の活用等を図ります。

障がいと介護の双方の関係者における互いの制度の理解の遅れから、本人や家族への説明が不十分のままサービス移行したり、適切な支援が行われないこと等が懸念されることから、事業者と十分な連携を図ります。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、住民団体等による法律や制度に基づかないインフォーマルな活動を支援し、地域住民が障がいのある人などを包摂した地域づくりに主体的に取り組むための仕組みづくりを推進します。専門的な支援を必要としている人のために、各分野の協働を通じた総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進していきます。

⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

①障がい児通所支援等の充実

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた障がい児通所支援、障がい児入所支援、障がい児相談支援等及び地域生活支援事業の提供体制を整備するとともに、障がいのある子どもの適性等に応じたサービスの利用を促進します。

②早期療育による健やかな育成

乳幼児期における障がいの早期の気づき・早期療育に取り組み、障がいのある子どもの能力を最大限に伸ばしていくための支援を行うことで、障がい児の健やかな育成を図ります。

③障がい児支援体制の充実

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を構築します。

⑥ 障がい福祉人材の確保

安定的に障害福祉サービスを提供するためには、提供体制の確保と合わせてそれを担う人材の確保が必要です。そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を、県との連携を図りながら進めます。

⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞する機会や、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や、能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。今後は、障害福祉サービス事業所へ呼びかけて作品を募集し、産業文化祭において、障がい者の芸術作品の展示ブースを作ることを検討します。

重点施策

障がい者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けるために、障がい者の日常生活を支え、社会的な活動を支援することはもとより、障がい者が日々の生活を営み、親亡き後も安心して過ごせる生活を実現するために下記事項を重点的に進めていきます。

① 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の供給体制の整備

障がい者等が必要とする障害福祉サービス等の支援について、障がい者等の自己決定及び意思決定を尊重するとともに、障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保する等支援体制の整備を進めます。

② 障害福祉サービスの対象となる障がい者等への周知の徹底

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等と障害福祉サービスを受けることの出来る対象者の範囲等について、また、発達障がい者、高次脳機能障がい者、精神障がい者に含まれる方への周知を強化します。

③ 障がい者等の生活を地域全体で支える地域包括ケアシステムの実現

入所施設や精神科病棟等からの地域生活への移行に向けての検討、地域生活の継続の支援を図るための地域生活支援の拠点づくり、地域の社会資源の活用を通じた地域全体で支える地域包括ケアシステムの実現を目指します。

④ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援及び障害児相談支援と連携を図ります。また、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（インクルージョン*）を推進します。

* インクルージョン・・・「障がいがあっても地域の資源を利用し、住民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念

今期計画の成果目標の設定

- ① 福祉施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等
 1. 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について
 2. 重症心身障害児・医療的ケア児への支援について
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害者福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

小値賀町独自の施策の展開

- ① 医療費や経済的な支援
 1. 福祉医療
 2. 小値賀町すくすく発達応援補助金
 3. 小値賀町人工透析患者通院費補助金
- ② 協議の場
 1. 地域ケア会議 専門部会
 2. 地域ケア会議 個別ケース検討会議
- ③ 本人及び家族へのサポート
 1. 発達支援教室（たのトレ）
 2. 相談支援（電話及び窓口での相談／LINEでの相談）
 3. 講演会

障害福祉サービス等の見込み量

1. 指定障害福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

サービス	数量	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
居宅介護	利用者数見込み数(人)	1	1	1
	サービス見込み量(時間/月)	50	50	50
同行援護	利用者見込み数(人)	2	2	2
	サービス見込み量(時間/月)	50	50	50

(2) 日中活動系、訓練・就労系サービス

サービス	数量	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
生活介護	利用者数見込み数(人)	19	19	19
	サービス見込み量(時間/月)	200	200	200
就労移行支援 A型	利用者数見込み数(人)	2	2	2
	サービス見込み量(時間/月)	44	44	44
就労移行支援 B型	利用者数見込み数(人)	6	6	6
	サービス見込み量(時間/月)	120	120	120

(3) 居住系、入所系サービス

サービス	数量	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
共同生活援助 (グループホーム)	利用者見込み数(人)	14	14	14
施設入所支援	利用者見込み数(人)	15	15	15

(4) 相談支援

サービス	数量	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
計画相談支援	利用者見込み数(人)	29	29	29

2. 障がい児支援に関するサービスの見込み量

(1) 障害児通所支援

本計画では利用者を見込んでいません。

(2) 障害児相談支援

町内にサービス提供事業所がないため、町外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図ります。

3. 地域生活支援事業の見込み量

(1) 必須事業

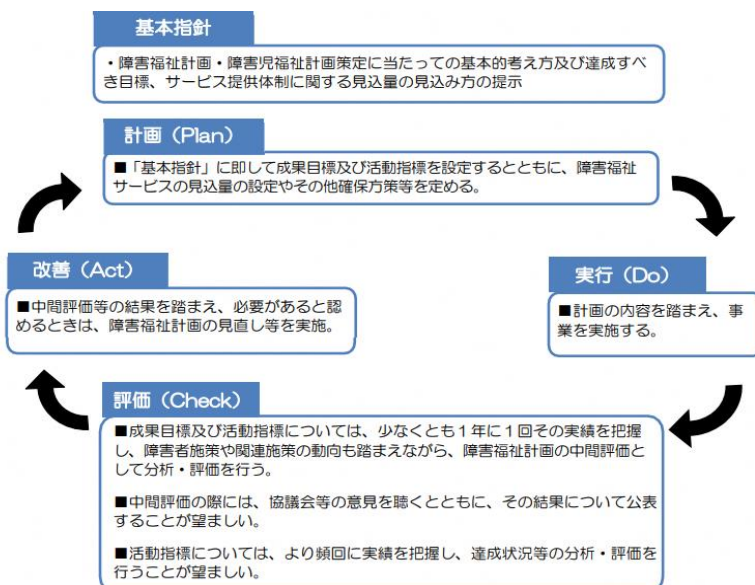
サービス	単位	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
理解促進研修・啓発事業	回	2	2	2
自発的活動支援事業	回	2	2	2
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	2	2	2

サービス	単位	令和 6 年度見込み	令和 7 年度見込み	令和 8 年度見込み
介護・訓練支援用具	件	1	1	1
自立生活支援用具	件	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	1	1	1
排泄管理支援用具	件	24	24	24
居宅生活動作補助用具	件	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人	2	2	2
移動支援事業	実利用者数（人）	2	2	2
地域活動支援センター事業	箇所	1	1	1

PDCAサイクルによる評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCA サイクル）とされています。「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等を行います。



【出典：障害福祉計画策定に係る実態調査及び PDCA サイクルに関するマニュアル（厚生労働省）】

